

各市町村教育委員会教育長
(各市町村立義務教育諸学校長)
各教科用図書採択地区協議会会長 様
各国立義務教育諸学校長
各私立義務教育諸学校長

北海道教育委員会教育長

平成29年度に使用する小学校用及び中学校用教科用図書並びに平成29年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について(通知)

平成29年度に使用する教科用図書の採択については、関係法令等によるほか、次により、公正性・透明性の確保を徹底し、学習指導要領の趣旨を踏まえ、適正に行うようお願いします。

記

1 平成29年度に使用する小学校用及び中学校用教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされているので、各採択権者においては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条に規定する場合を除き、本年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。

2 平成29年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

(1) 別添「平成29年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択基準」により採択を行うこと。

(2) 採択に当たっては、「平成27年度から使用する小学校用教科用図書採択参考資料」及び「平成28年度から使用する中学校用教科用図書採択参考資料」並びに別添「平成29年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書(一般図書)採択参考資料」を活用して調査研究を行うこと。

(3) 一般図書の採択に当たっては、文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書に代わるものとして採択をするものであるから、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を採択すること。

3 留意事項

教科書や教科書採択に対する道民の関心が高く、また、採択においては、高い公正性・透明性が求められていることから、採択結果及びその理由をはじめとする採択に関する情報の積極的な公表に取り組むこと。

北海道教育庁学校教育局
義務教育課義務教育グループ 福井
電話 011-231-4111 (内線35-772)
FAX 011-232-1072
e-mail fukui.toshihiro@pref.hokkaido.lg.jp